

働き方改革関連法案に対する「付帯決議」について

国民民主党

【付帯決議の主な内容】

- ・ 時間外の例外である年 720 時間の労使協定を結ぶ場合「業務の都合上必要なとき」又は「業務上やむを得ないとき」は理由にならないことを指針で明確化し周知徹底すること
- ・ 時間外労働の上限規制が 5 年間適用猶予となる自動車運転業務、建設事業、医師等については、適用猶予期間内においても時間外の削減を押し進めること
- ・ 医師及び教員の厳しい勤務実態を踏まえ、健康確保に関する視点を大切に、長時間労働の解消に努めること
- ・ 勤務間インターバル制度について、導入に向けた具体的支援策の展開を早急に実施し、次回の見直しにおいて義務化を目指して、実態調査及び研究を行うこと
- ・ 高度プロフェッショナル制度を導入する全ての企業に対して、労働基準監督署は立入調査を行い、法の趣旨に基づき、適用可否をきめ細かく確認し、必要な監督指導を行うこと
- ・ 高度プロフェッショナル制度を導入するに当たっての労使委員会における決議については、有効期間を定め、自動更新は認めないことを省令等で規定すること。無期又は 1 年以上の労働契約においては 1 年ごとに合意内容の確認・更新が行われるべきであることを指針に規定し、監督指導を徹底すること
- ・ 非正規雇用労働者に通常の労働者との待遇差を説明するに当たっては、非正規雇用労働者が理解できるような説明となるよう、資料の活用を基本に労政審で検討すること
- ・ 中小企業や小規模事業者において、時間外労働の上限規制が遵守できる環境を整えるため、政府全体で人材確保や取引条件等の改善に向けて適切な措置を講ずること

以上